

みんなできつくる共生社会

毎年12月3日～9日は「障害者週間」です

▼問合せ 播磨町地域自立支援協議会事務局 ☎079(437)3456

播磨町地域自立支援協議会では、障害の有無に関わらず、安心して自分らしく暮らせるまちづくりを目指しています。安心して暮らすとはどういうことなのか、これまでの歴史や今なお残る課題について、同協議会の推進委員でもあります障害者支援施設あかりの家の坊垣勝彦施設長に寄稿していただきました。

『障がい者の暮らしの場を考える ～親亡き後を見据えて～』

「自宅であれ施設であれ障がい者が社会で幸せに暮らせる態勢をどう作っていくか」。この問題を考えるには、障がい者の暮らしの場の歴史をたどる必要があります。

1960年代まで、公的支援のない障がい者は自宅にこもって生活するしかありませんでした。60年代になると、障がい者を安心して預けられる施設を設置を求めた家族の訴えに応じ、全国的に障害者施設の開設が進みました。自宅での支援が困難な障害特性を持つ障がい者とその家族双方の生活を守るためにも必要だったのです。国も入所施設の充実へと舵を切り、1970年に当時の厚

生省がまとめた構想では、たとえば知的障がい者の施設はそれまでの4倍のペースでの設置を謳いました。

1981年の国際障害者年には、欧米主導で「障がい者も施設ではなく地域社会で共生すべき」との考えが提唱されました。日本でも障がい者やその家族が人権を護り差別に對抗すべく地域社会で暮らす選択肢を求めるようになったのです。その後2000年代に入り、国も方針を大きく転換し、地域社会で暮らせるグループホーム等を整備すべきとして施設中心の施策からの脱却を図ろうとしています。

無論、障がい重い、本人や家族

の高齢化といった理由で家庭での支援が困難な方も必ずいらっしゃるの、入所施設をなくすわけにはいきません。ただ、障がい者も家庭で生活できるならそれに越したことはなく、その支援態勢を構築することに異論の余地はありません。

しかし、現在に至るまで、障がい者が地域社会で暮らせる場所や態勢の整備はまだ進んでいません。このままでは一連の方針転換がうまく機能しているとは言えず、自助努力・相互扶助の美名のもと国の予算を削減するための画策だと捉えられても致し方ないでしょう。社会全体の責務であるはずの福祉を歪めてその負担を弱者に押しつけることのないよう、また親亡き後の障がい者も安心して暮らせるよう、更に議論を深めていかねばなりません。

社会福祉法人あかりの家
障害者支援施設あかりの家
施設長 坊垣勝彦

播磨町では、障がいがある人の地域での暮らしを支えるグループホームの整備を進めています。また、私たち一人ひとりが障害についての理解を深めることが、安心して暮らせるまちづくりにつながりますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、親亡き後の相談については、福祉会館の成年後見相談をご利用ください。(p27参照)

▶問合せ 福祉グループ ☎079(435)2361

障害者のための国際シンボルマーク ▶



◀ 義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人などが持つ、兵庫県の発行するヘルプマーク



年金

ご存じですか?障害基礎年金

▶問合せ
加古川年金事務所
☎079(427)4740
保険年金グループ
☎079(435)2581

障害基礎年金

年金というと、老後の生活を支える「老齢基礎年金」のイメージがありますが、現役世代でも、病気やケガなどで障害が生じたときには、「障害年金」が支給されるのをご存じですか。がんや糖尿病など、病気で生活や仕事が制限されるようになった場合にも支給対象となります。

「障害年金」のうち「障害基礎年金」については、役場で相談や受け付けができます。

▶対象 次のすべてを満たす人

- ・障害の原因となる病気やケガの初診日が国民年金加入期間または20歳以前、60歳以上65歳未満（老齢基礎年金繰上受給者を除く）
- ・障害認定日に障害の程度が国民年金法の障害等級基準を満たしている
- ・初診日前日に保険料の滞納期間が3分の1を越えていない。または、初診日前々月までの1年間に保険料の滞納がない（初診日が令和8年3月31日までの特例）

※「初診日」は、障害の原因となった病気やケガについて初めて医師の診察を受けた日

※「障害認定日」は、原則初診日から1年6カ月を経過した日（1年6カ月以内に症状が固定した場合はその日が障害認定日とみなされます）

▶支給額年額

- ・1級 976,125円
- ・2級 780,900円

▶子の加算

- ・第1子・第2子 224,700円(1人につき)
- ・第3子以降 74,900円(1人につき)

※「子の加算」は、生計を維持している18歳未満の子（18歳に到達した場合はその年度中は対象）または20歳未満で1級・2級の障害のある子がいる人は支給額に加算をします。

申請手続きなど詳しくは、保険年金グループまたは加古川年金事務所にお問い合わせください。

12月4日～10日は人権週間です

播磨町での取り組みをお伝えします

▼問合せ 生涯学習グループ ☎079(435)0565

人権デーと人権週間

人権デーは、世界人権宣言（1948年）の採択を記念して、1950年の国連総会で採択日の12月10日を「人権デー」と決めました。

一方、国内では、世界人権宣言採択の翌年（1949年）に採択日の12月10日を最終日とした1週間を「人権週間」と定め、様々な人権啓発活動を行っています。

令和4年版 人権カレンダー「ふれあい」 が完成しました

町では、ふれあいカレンダーに皆さまから応募いただいた人権標語やふれあい写真を掲載し、人権意識の向上を図り、お互いの人権を守り住民みんなで住みよい町にしようと呼びかけてきました。

また日常で役立てられるように、ゴミの収集日や防災情報を掲載し、便利なカレンダーに仕上がりました。目につくところにかけていただき

写真を見てほっこりしたあたたかさを感じていただければ幸いです。



人権カレンダー「ふれあい」 原画展を開催します

▼日時 12月4日(出)～10日(金)
午前8時30分～午後9時
▼場所 中央公民館 ロビー

令和2年度版第50集 人権教育のすすめを発行

7人の人権啓発資料編集委員が、様々な人権課題をテーマにアイデアを出しあい、池本良子さんの心あたたまるイラストを随所に織り込み制作した「人権教育のすすめ」をもっと読みにになりましたか。

播磨町では、毎年3月31日に発行し今日的な人権課題についてご家庭や地域、学校園、職場などあらゆる場で話にしています。

